

令和7年度 神戸市指導監査基準【幼保連携型認定こども園】

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適切な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等（幼保連携型認定こども園）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等	改正
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	平成24年法律第65号	平成24年8月22日	令和7年4月25日
子ども・子育て支援法施行令	子ども・子育て支援法施行令	平成26年政令第213号	平成26年7月9日	令和7年4月1日
子ども・子育て支援法施行規則	子ども・子育て支援法施行規則	平成26年内閣府令第44号	平成26年6月9日	令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日	令和7年4月1日
特定教育・保育施設等運営基準条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日	
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年法律第77号	平成18年6月15日	令和7年4月25日
認定こども園法施行令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令	平成26年政令第203号	平成26年6月4日	令和7年3月28日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号	平成26年7月2日	令和5年4月1日
児童福祉法	児童福祉法	昭和22年法律第164号	昭和22年12月12日	令和7年4月25日
幼保連携型認定こども園設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号	平成26年4月30日	令和6年9月27日
幼保連携型認定こども園設備運営基準条例	神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第19号	平成26年10月1日	平成28年9月30日
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年厚生省令第63号	昭和23年12月29日	令和7年4月1日
特定子ども・子育て支援施設運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	平成26年内閣府令第39号	平成26年4月30日	令和7年4月1日
学校教育法	学校教育法	昭和22年法律第26号	昭和22年3月31日	令和7年4月25日
学校教育法施行規則	学校教育法施行規則	昭和22年文部省令第11号	昭和22年5月23日	令和7年4月1日
学校保健安全法	学校保健安全法	昭和33年法律第56号	昭和33年4月10日	平成28年4月1日
学校保健安全法施行令	学校保健安全法施行令	昭和33年政令第174号	昭和33年6月10日	平成28年4月1日
学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	昭和33年文部省令第18号	昭和33年6月13日	令和5年5月8日
薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	昭和35年法律第145号	昭和35年8月10日	令和7年4月1日
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号	平成12年5月24日	令和7年4月25日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号	平成26年4月30日	平成29年3月31日

根拠法令、通知等（幼保連携型認定こども園）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等	改正
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日	令和5年3月31日
幼保連携型認定こども園指導監査通知	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	府子本第386号 4文科初第2796号 子発0331第8号	令和5年3月31日	
幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて	幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	府政共生第1104号 26文科初第891号 雇児発1128第2号	平成26年11月28日	令和3年1月29日
幼保連携型認定こども園設置認可要綱	神戸市幼保連携型認定こども園設置認可要綱	神戸市こども家庭局	平成27年4月1日	令和3年4月1日
職員配置特例実施通知	「幼保連携型認定こども園、保育所等における職員配置にかかる特例」の実施について	神戸市こども家庭局	平成28年9月27日	令和3年10月20日
指導要録通知	幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について	府子本第315号 29初幼教第17号 子保発0330第3号	平成30年3月30日	
教育・保育施設等における事故の報告等について	教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第36号 5教参学第39号	令和6年3月22日	
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日	
園児見落とし等発生防止の徹底通知	保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	厚生労働省子ども家庭局総務課 少子化総合対策室	令和4年4月11日	
園児見落とし等発生防止の徹底・事案発生時報告	園児の見落とし等の発生防止に向けた取り組みの徹底及び事案発生時の報告について	神戸市こども家庭局 神こ子事第139号	令和4年4月20日	
個人情報適正管理通知	個人情報の適正な管理の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第944号	平成28年10月14日	
睡眠時安全対策の手引き	神戸市保育所（園）における睡眠時の安全対策の手引き	神戸市こども家庭局	平成26年2月5日	
プール活動等事故防止通知	幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について	府子本第532号	平成30年4月27日	
プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止および記録の作成について	神戸市こども家庭局 神こ子事第337号	平成30年6月1日	
プール衛生基準通知	遊泳用プールの衛生基準について	健衛発第0528003号	平成19年5月28日	
社福施設保存食の保存期間等通知	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	社援施第117号	平成8年7月25日	

根拠法令、通知等（幼保連携型認定こども園）

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日等	改正
アレルギー対応ガイドライン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発1014第1号	平成23年3月17日	平成31年4月25日
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局	平成28年3月	令和2年2月
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	雇児保発0330第3号	平成24年11月30日	令和5年5月1日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月	
フッ化物洗口マニュアル	保育所（園）フッ化物洗口実施マニュアル	神戸市こども家庭局	平成28年5月	令和2年5月
エピペン処方児童への対応通知	自己注射が可能な「エピペン」（エピネフリン自己注射薬）を処方されている入所児童への対応について	雇児保発1014第2号	平成23年10月14日	
児童安全確保通知	児童福祉施設等における児童の安全の確保について	雇児発第402号	平成13年6月15日	
調乳等安全対策通知	調乳等で熱湯を扱う際の安全対策の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第136号	平成27年5月27日	
公定価格留意事項	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	こ成保192 5文科初第2588号	令和6年3月29日	
業務管理体制の整備について	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について	内閣府子ども・子育て本部	平成27年8月10日	
特定教育・保育適正会計通知	適正な業務執行の徹底について	神こ子事第1142号	令和5年1月17日	

幼保連携型認定こども園指導監査基準 目次

1	一般原則等	… p. 1	11	受給資格等の確認と支給認定の申請に係る援助	… p. 11	21	特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守	… p. 22
2	設備基準	… p. 1	12	記録の保存	… p. 11	22	特定教育・保育に関する情報の報告及び公表	… p. 23
3	職員配置	… p. 4	13	教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに目標	… p. 12	23	会計の区分	… p. 23
4	学級編制の基準	… p. 7	14	教育及び保育を行う期間及び時間	… p. 15			
5	設置者の責務	… p. 7	15	特定教育・保育に関する評価	… p. 15			
6	虐待等の禁止	… p. 8	16	園児の健康及び安全	… p. 16			
7	小学校就学前子どもの選考等	… p. 9	17	子育ての支援	… p. 20			
8	重要事項の説明	… p. 9	18	個人情報の適正管理	… p. 21			
9	利用者負担額等	… p. 10	19	業務管理体制の整備	… p. 21			
10	入園資格	… p. 11	20	利益供与等の禁止	… p. 22			

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 一般原則等				
(1) 人権への配慮と人格の尊重	園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営しているか。	子ども・子育て支援法第33条第6項 幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第5条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第3条第2項	園児の人権の配慮や人格を尊重した運営をしていないので、是正すること。	C
(2) 地域社会との交流及び連携	地域の住民に対してその行う教育・保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う教育・保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の教育・保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。	児童福祉法第75条及び第78条 認定こども園法第24条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第5条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第3条第3項及び第31条	地域の住民に対してその行う教育・保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う教育・保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の教育・保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう改善すること。	B
(3) 保護者及び地域社会への運営内容の説明	園児の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明しているか。		園児の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明していないので改善すること。	B
(4) 設備基準の遵守	園の目的を達成するために必要な設備を設けられているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第5条第4項	園の目的を達するために必要な設備が不十分な点があるので是正すること。	C
(5) 園児を平等に取り扱う原則	園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第9条 特定教育・保育施設等運営基準第24条	園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが認められたので是正すること。	C
(6) 適切な環境の確保	良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していないので、改めること。	A
(7) 人権の擁護	当該園を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第4項	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行っていないので、改善すること。	B
			職員に対し、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、研修を実施する等の措置を講じていないので、改善すること。	B
2 設備基準				
(1) 園舎	園舎は、2階建以下か。3階建以上の場合には要件を満たしているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第6条第2項	園舎が要件を満たしていないので、是正すること。 （既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合は、移行特例が認められる。）	C
	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けられているか。 ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において準用する同令第32条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第6条第3項		C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分						
(1) 園舎	3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第 6 条第 4 項	園舎が要件を満たしていないので、是正すること。	C						
	園舎と園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けられているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第 6 条第 5 項	園舎が要件を満たしていないので、是正すること。 （既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合は、移行特例が認められる。）	C						
	次に掲げる面積を合算した面積以上あるか。 (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>1 学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>320+100×(学級数―2)</td></tr></table> (2) 満 3 歳未満児に必要な乳児室・ほふく室・保育室又は遊戯室の合計面積（満 2 歳未満の園児は3. 3㎡、満 2 歳以上満 3 歳未満の園児は1. 98㎡をそれぞれの園児数に乗じて得た面積）	学級数		面積(平方メートル)	1 学級	180	2 学級以上	320+100×(学級数―2)	幼保連携型認定こども園設備運営基準第 6 条第 6 項 及び附則第 4 条 幼保連携型認定こども園設置認可要綱第 7 条（1）	C
	学級数	面積(平方メートル)								
1 学級	180									
2 学級以上	320+100×(学級数―2)									
建築基準法における耐震基準（昭和56年 6 月 1 日施行）により建築された建物（それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法で行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物）か。 （要綱の施行日前日において、現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在地において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合を除く。）	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第 5 条	耐震基準に基づいて建築された建物かもしくは耐震診断により耐震上問題がないことが確認された建物でないので、是正すること。	C							
(2) 園庭	次に掲げる面積を合算した面積以上あるか。 (1) 次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じた面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>330+30×(学級数―1)</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>400+80×(学級数―3)</td></tr></table> イ 3. 3㎡に満 3 歳以上の園児数を乗じた面積 (2) 3. 3㎡に満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数を乗じた面積	学級数	面積(平方メートル)	2 学級以下	330+30×(学級数―1)	3 学級以上	400+80×(学級数―3)	幼保連携型認定こども園設備運営基準第 6 条第 7 項 及び附則第 4 条	園庭が要件を満たしていないので、是正すること。 （既存施設から幼保連携型認定こども園に移行する場合は、移行特例が認められる）	C
学級数	面積(平方メートル)									
2 学級以下	330+30×(学級数―1)									
3 学級以上	400+80×(学級数―3)									
(3) 職員室	職員室を備えているか（保健室との兼用可）。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第 7 条第 1 項	職員室を備えていないので、是正すること。	C						
(4) 乳児室又はほふく室	乳児室又はほふく室を設けているか。また、その面積は乳児又は満2歳に満たない幼児 1 人につき、3. 3㎡以上あるか。（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園する場合に限る）	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第6項 幼保連携型認定こども園設置認可要綱第7条	乳児室又はほふく室が要件を満たしていないので、是正すること。	C						

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 保育室	次に掲げる要件を満たした保育室を設けているか。 ① 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下っていないか。 ② 満2歳以上満3歳未満の園児に係る保育室は、1.98㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積以上か。 ③ 満3歳以上の園児に係る保育室は、1.98㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積と53㎡とのいずれか大きい面積以上か。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第1項、第2項及び第6項 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第7条	保育室が要件を満たしていないので、是正すること。	C
(6) 遊戯室	遊戯室を備えているか（保育室との兼用可）。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第1項及び第6項 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第7条	遊戯室を備えていないので、是正すること。	C
	面積は100㎡以上あるか。 （保育室との兼用の場合は、当該遊戯室が兼ねる保育室の面積（満2歳以上満3歳未満の園児に係る保育室は、1.98㎡に満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積、満3歳以上の園児に係る保育室は、1.98㎡に満3歳以上の園児数を乗じて得た面積と53㎡とのいずれか大きい面積）と100㎡とのいずれか大きい面積）		遊戯室が要件を満たしていないので、是正すること。	C
(7) 保健室	保健室を備えているか（職員室との兼用可）。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第1項	保健室を備えていないので、是正すること。	C
(8) 調理室	調理室を備えているか。		調理室を備えていないので、是正すること。	C
(9) 便所	便所を備えているか。		便所を備えていないので、是正すること。	C
(10) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えているか。		飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えていないので、是正すること。	C
	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第1項及び第5項	手洗用設備及び足洗用設備と区別していないので、是正すること。	C
(11) 備えるよう努める設備	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、図書室、会議室を備えるよう努めているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第7条第7項	備えるよう努める設備を備えるよう努めること。	A
(12) 園具及び教具	学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第8条第1項	学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えていないので、改善すること。	B
	園具及び教具は、常に改善し、補充しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第8条第2項	園具及び教具は、改善、補充されていないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(13) 調乳設備	乳児又は満2歳に満たない幼児を入園させる場合は、調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えているか。	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第7条	調乳設備や体を洗う設備、汚物を処理する設備等必要な設備を整えること。	C
	乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画し、調乳設備で熱湯を扱う際には園児が入らないよう対策を講じているか。	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第7条 調乳等安全対策通知	乳児室・ほふく室・保育室及び遊戯室と調乳設備は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画し、調乳設備で熱湯を扱う際には園児が入らないよう対策を講じていないので、是正すること。	C
(14) 掲示	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第11条	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示すること。	B
3 職員配置				
(1) 園長の配置	園長を配置しているか。	認定こども園法第14条第1項	園長が配置されていないので、是正すること。	C
	教育職員免許法による教諭の専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けており、及び、次に掲げる職の経験が5年以上あるか。	認定こども園法施行規則第12条及び第13条	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものの者をいう。）ではないか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第4条 特定教育・保育施設等運営基準条例第7条		C
(2) 副園長又は教頭の配置	副園長又は教頭を配置するよう努めているか。	認定こども園法施行規則第14条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第5項	副園長又は教頭を配置するよう努めること。	A
	副園長又は教頭を配置している場合、園長の資格要件を満たしているか。			A
(3) 保育教諭の配置	保育教諭を配置しているか。	認定こども園法第14条第1項	保育教諭が配置されていないので、是正すること。	C
	保育教諭を配置している場合は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者か。 （施行日（H27.4.1）から15年間（令和11年度末まで）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、保育教諭等となることができる。）	認定こども園法第15条第1項及び附則第5条1項	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
(4) 主幹保育教諭及び指導保育教諭の資格	主幹保育教諭及び指導保育教諭を配置している場合は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者か。	認定こども園法第15条第1項	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
(5) 主幹養護教諭及び養護教諭の配置	主幹養護教諭及び養護教諭を配置するよう努めているか。	認定こども園法第15条第2項 幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第5項	主幹養護教諭及び養護教諭を配置するよう努めること。	A
	主幹養護教諭及び養護教諭を配置している場合は、養護教諭の普通免許状を有しているか。			A

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(6) 養護助教諭の配置	養護助教諭を配置するよう努めているか。	認定こども園法第15条第5項 幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第5項	養護助教諭を配置するよう努めること。	A
	養護助教諭を配置している場合は、養護助教諭の臨時免許状を有しているか。			A
(7) 主幹栄養教諭及び栄養教諭の資格	主幹栄養教諭及び栄養教諭を配置している場合は、栄養教諭の普通免許状を有しているか。	認定こども園法第15条第3項	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
(8) 助保育教諭の資格	助保育教諭を配置している場合は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者か。	認定こども園法第15条第4項	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
(9) 講師の資格	講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）を配置している場合は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の保育士登録を受けた者か。	認定こども園法第15条第1項及び第4項	資格要件を満たしていないので、是正すること。	C
	講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）を配置している場合は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、登録を受けた者か。			C
(10) 学級担任の配置	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置いているか。 （専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代える場合を除く。）	幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第1項及び第2項	配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(11) 教育及び保育に直接従事する職員の数	園児の教育及び保育に直接従事する職員（副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者）の数は、以下に掲げる基準に1人を加えた員数以上配置しているか。 ・満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人以上 ・満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人以上	幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項 附則第2項関係（経過措置） 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第5条第1項並びに附則第3条及び第4条 幼保連携型認定こども園運用上の取扱い2（1） 職員配置特例実施通知〔参考〕（1）	配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
	園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、以下に掲げる基準に1人を加えた員数以上配置しているか。 ・満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人以上 ・満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人以上 ・満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね15人につき1人以上 ・満4歳以上の園児 おおむね25人につき1人以上 ※経過措置あり		改正後の配置基準を満たしていないので、新基準を満たすよう努めること。	A
	園長が専任でない場合は、原則として上記の定める員数を1人増加しているか。		配置基準を満たしていないので、是正すること。	C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(12) 短時間勤務者の配置	職員配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てる場合、以下の条件の全てを満たしているか。 ア 学級担任は原則常勤専任であること。 イ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置されていること。 ウ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の1か月の勤務時間数を上回ること。	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第6条	左記の条件を全て満たしていないので、是正すること。	C
(13) 調理員等の配置	調理員（そのうち少なくとも1人は、栄養士である調理員又は調理師免許を有する調理員とする。）を置いているか。（ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。）	幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第4項 幼保連携型認定こども園設備運営条例第5条第2項	栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員を配置していないので、是正すること。	C
	調理員等の定数は、利用定員40人以下の施設は1名以上、利用定員41人以上の施設は2名以上常勤職員を配置しているか。また、利用定員151人以上の施設は、さらに1名の非常勤職員を加えて配置しているか。	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第6条	配置基準を満たしていないので、是正すること。	C
(14) 事務職員の配置	事務職員を配置するよう努めているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第5項	事務職員を配置するよう努めること。	A
(15) 学校医の配置	学校医を配置しているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第23条 認定こども園法施行規則第27条→（準用）学校保健安全法施行規則第22条から第24条まで	学校医が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(16) 学校歯科医の配置	学校歯科医を配置しているか。		学校歯科医が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(17) 学校薬剤師の配置	学校薬剤師を配置しているか。		学校薬剤師が配置されておらず、必要な医学的管理を行っていないので、是正すること。	C
(18) 勤務体制の確保	支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第21条第1項	適切な特定教育・保育を提供することができる職員の勤務体制を定められていないので是正すること。	C
	当該園の職員によって特定教育・保育を提供しているか。（ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）	特定教育・保育施設等運営基準第21条第2項	特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼす業務を園の職員以外の者が行っているため、是正すること。	C
(19) 職員の知識及び技術の向上	職員は、常に自己研鑽に励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条→（準用）児童設備運営基準第7条の2第1項	職員は、常に自己研鑽に励み、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。	A

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(20) 研修の機会の確保	職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条→（準用）児童設備運営基準第7条の2第2項 特定教育・保育施設等運営基準第21条第3項 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（1）	公定価格には、代替要員等に係る経費が含まれていることを踏まえ、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	B
(21) 職員の定着化	職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	児福行政指導監査実施通知別紙1 2（1）第2-2-（4）	職員の定着率が低いので、職員の確保及び定着化に向けて積極的に取り組むこと。	B
(22) 保育教諭の任命又は雇用	主幹教諭・保育教諭を任命又は雇用しようとするときは、国のデータベース（特定免許失効者管理システム）を活用しているか。	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第7条第1項	任命権者等が、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときに特定免許失効者管理システムを活用していないので、是正すること。	B
(23) 保育士の任命又は雇用	保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用しているか。	児童福祉法第18条の20の4第3項 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようとするときに特定登録取消者に係るデータベースを活用していないので、是正すること。	B
(24) 職員の人事管理	アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定しているか。またデータベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、使用記録（検索対象者の記録を含む。）を適切に保管しているか。		使用記録を作成・保管していないため、是正すること。	B
4 学級編製の基準				
(1) 学級編制	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第4条第1項 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（1）	学級編制が不適切なので是正すること。	C
(2) 1学級の園児数	1学級の園児数は満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下（当該学級を担当する専任の職員を2人以上置く場合にあっては、35人以下）、満4歳以上の園児については35人以下を原則としているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第4条第2項 幼保連携型認定こども園設備運営基準条例第3条	1学級の園児数が不適切なので是正すること。	C
	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則としているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第4条第3項 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて1	学級が学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するよう努めること。	A
(3) 定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。（ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	特定教育・保育施設等運営基準第22条 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（1）	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っているのでは正すこと。	C
5 設置者の責務				
(1) 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいないか。	子ども・子育て支援法第33条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第1項	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときに正当な理由なく拒んでいるので、是正すること。	C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 適切かつ効果的な教育・保育	支給認定子どもに対し適切な教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めているか。	子ども・子育て支援法第33条第4項	関係機関との緊密な連携等による適切かつ良質な教育・保育を効果的に行うよう努めること。	A
(3) 認可基準等の遵守	施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守しているか。	子ども・子育て支援法第34条	教育・保育施設の認可基準及び運営に関する基準を遵守すること。	C
6 虐待等の禁止				
虐待防止	園児に対し、虐待又は心身に有害な影響を与える次に掲げる行為を行っているか。 ①園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ②園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 ④園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	児童虐待防止法第2条及び第3条 児童福祉法第33条の4第11 認定こども園設備運営基準第13条→（準用）児童設備運営基準第9条の2 特定教育・保育施設等運営基準第25条	園児に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為（乱暴な言葉がけ、無視、行動の制限、強制、体罰など）を行っている等の実態が認められるので、是正すること。	C
	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合、保護者と園児との関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて関係機関との連携のもとに、子どもの最善の利益を重視して支援を行っているか。	教育・保育要領第3章第2-1（5）	保護者に不適切な養育や虐待が疑われる場合の関係機関との連携や保護者、園児への支援が不十分なので是正すること。	C
虐待防止	児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条第1項	園児の心身の状態や家族の態度などに十分に注意して観察や情報収集に努めることなど、虐待の早期発見への適切な対応をしていないので、是正すること。	C
	園児及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めているか。	児童虐待防止法第5条第3項	園児及び保護者に対する児童虐待の防止のための教育又は啓発が不足しているので、是正すること。	C
	児童虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、これを市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか。	児童虐待防止法第6条	学校医、児童相談所（こども家庭センター）、福祉事務所（こども家庭支援課）、児童委員、保健所などと連携していないので、是正すること。	C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
7 小学校就学前子どもの選考等				
(1) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該園を現に利用している1号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該園の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該園の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。	子ども・子育て支援法第33条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第2項	1号認定子どもに関し、定員を上回る利用の申込みがあった場合に選考方法により公正に選考を行っていないので、改善すること。	B
	選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で選考を行っているか。	子ども・子育て支援法第33条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第6条第4項	選考方法について、あらかじめ明示していないので、改善すること。	B
(2) 教育・保育提供困難時の対応	利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第6条第5項	自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じること。	C
(3) 利用調整への協力	2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る当該園の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第7条第2項	市が行う調整及び要請に対し、できる限りの協力をしていないので是正すること。	C
8 重要事項の説明				
(1) 内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第5条第1項	特定教育・保育の提供に際して、あらかじめ、重要事項について文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていないので、是正すること。	C
			利用契約を締結していない、または、契約の内容に不備があるので、是正すること。	C
(2) 掲示	当該園の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第23条	運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の重要事項について、園内に掲示されていないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 利用者負担額等				
(1) 上乗せ徴収	利用者負担額の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該園の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第3項	上乗せ徴収の額が、特定教育・保育の提供に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定していないので、改善すること。	B
	上乗せ徴収の額について、公定価格で賄えない費用についての徴収であることが客観的に説明できるものであり、かつ、金額設定について明確な算定根拠があるか。		上乗せ徴収の額について、公定価格で賄えない費用についての徴収であることが客観的に説明できるものがないので、改善すること。また、金額設定について明確な算定根拠がないので、改善すること。	B
(2) 実費徴収	実費徴収を行う場合、次に掲げる費用のみとしているか。 ① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。） ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項	左記に掲げる費用以外を実費徴収として徴収しているので、改善すること。	B
			実費相当を上回って保護者から徴収しているため、超過徴収分について、保護者に還元すること。	B
(3) 領収書の交付	利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第5項	支給認定保護者より利用者負担額等の支払を受けた際に、領収書を交付していないので、改善すること。	B
(4) 徴収にかかる同意	上乗せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、実費徴収の支払に係る同意を除き、文書による同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第13条第6項	金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにしていないので、改善すること。	B
			上乗せ徴収について、書面による同意を得ていないので、是正すること。	C
(5) 利用者負担金	利用者負担金が適正な額となっているか。	公定価格留意事項	施設型給付費に含まれる費用を徴収する等、不適切な利用者負担を設定しているため、是正すること。	C
(6) 施設型給付費等の額に係る通知	法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（子ども・子育て支援法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第14条第1項	施設型給付費の額を通知していないので改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(7) 施設型給付費・補助金等の請求に係る適合状況	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っているか。	公定価格留意事項 特定教育・保育適正会計通知	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っていないため、改善すること。	B
10 入園資格				
入園資格	満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども以外の者が入園していないか。	認定こども園法第11条	幼保連携型認定こども園の入園資格を満たしていない者を入園させているので、是正すること。	C
11 受給資格等の確認と支給認定の申請に係る援助				
(1) 受給資格等の確認	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第8条	支給認定証によって、支給認定子どもの区分、有効期間及び保育必要量等を確認していないので、改善すること。	B
(2) 支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条	支給認定を受けていない保護者に、申請が行われるよう必要な援助を行っていないので、改めること。	A
	緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。		支給認定の変更の認定の申請について、遅くとも有効期間満了日の30日前には行えるよう必要な援助を行っていないので、改善すること。	B
(3) 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）	特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第19条	保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしていることを覚知しながら市に通知していないので、是正すること。	C
12 記録の保存				
(1) 記録の保存	支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ① 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たった計画 ② 特定教育・保育施設等運営基準第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③ 特定教育・保育施設等運営基準第19条に規定する市町村への支給認定保護者に関する通知に係る記録 ④ 特定教育・保育施設等運営基準第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定教育・保育施設等運営基準第34条第2項 児童設備運営基準第14条	特定教育・保育の提供に関する必要な記録を作成していない、または不十分なので是正すること。	C
			特定教育・保育の提供に関する記録の保存年限を5年間にしていないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
13 教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに目標				
(1) 教育及び保育の目標	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行う目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行っているか。 ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。 ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。 ④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。 ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。 ⑥ 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。	認定こども園法第2条第7項及び第9条 教育・保育要領第1章第1	教育と保育が一体的に展開されておらず、また、教育及び保育の目標を達成するような取り組みが不十分なので改善すること。	B
(2) 教育及び保育の内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。	認定こども園法第10条 特定教育・保育施設等運営基準第15条第1項 教育・保育要領第1章及び第2章	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行っていないので是正すること。	C
(3) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成	教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法及び認定こども園法その他関係法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。	教育・保育要領第1章及び第2章 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成していないので、是正すること。	C
			教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成が不十分であるので、改善すること。	B
(4) 全体的な計画の作成上の基本的事項	幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して教育・保育要領第2章の示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しているか。	教育・保育要領第1章第2	全体的な計画のねらいが総合的に達成されるように具体的なねらいと内容を組織していないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) ねらい及び内容の考え方と領域の編成	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮しながら、教育及び保育のねらいや内容については、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5つの領域から構成されているか。また、保育の実施に当たっては、園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ、ねらい及び内容を柔軟に取り扱い、保育の実施上の配慮事項（教育・保育要領第2章第2）が踏まえられているか。	教育・保育要領第1章第2及び第2章第1	5つの領域を踏まえて構成されていないので、改善すること。	B
			保育の実施上の配慮事項を踏まえていないので、改善すること。	B
(6) 教科	園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課されているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第12条 →（準用）学校教育法施行規則第54条	園児の心身の状況によって履修が困難な教科について、適合するように課していないので、是正すること。	C
(7) 指導計画	教育及び保育の内容に関する全体的な計画に基づいて園児の発達の実情に照らし合わせながら、園児一人一人が生活を通して発達に必要な体験が得られるような具体的な指導計画を適切に作成しているか。	認定こども園法第10条 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	指導計画を作成していないので、是正すること。	C
	園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図っているか。		指導計画の内容に不十分な点があるので、改善すること。	B
			指導計画について適切な評価、改善が行われていないので是正すること。	B
			長期の指導計画を作成していないので是正すること。	C
			長期の指導計画の作成が不十分なので改善すること。	B
			短期の指導計画を作成していないので是正すること。	C
	長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導を行っているか。	認定こども園法第10条 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	短期の指導計画の作成が不十分なので改善すること。	B
			満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していないので、改善すること。	B
指導計画や個別的な計画に基づき、園児の実態に即した指導を行っているか。	認定こども園法第10条 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮していないので、改善すること。	B	
		異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮していないので、改善すること。	B	
(7) 指導計画	指導計画や個別的な計画に基づき、園児の実態に即した指導を行っているか。	認定こども園法第10条 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育が、園児の発達の連続性を考慮した展開がなされていないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(8) 障害のある園児の教育及び保育	障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的にやっているか。	認定こども園法第26条→（準用）学校教育法第81条第1項 教育・保育要領第1章第2-3	個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的にやっていないので、改善すること。	B
(9) 記録状況	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。また、記録は適切に整備しているか。	認定こども園法施行規則第26条 →（準用）学校教育法施行規則第25条及び第28条 特定教育・保育施設等運営基準第12条及び第34条	園児の出席簿が作成されていないので、改善すること。	B
			特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録していないので、改善すること。	B
			教育・保育の状況（教育課程その他の教育及び保育の内容・指導計画に基づく集団の状況）を表している記録（日誌等）を適切に整備していないので、改善すること。	B
			個々の園児の状態を把握するものとして活用される、教育・保育の記録を適切に整備していないので、改善すること。	B
(10) 指導要録	園長は、在籍する園児の指導要録を作成しているか。	認定こども園法施行規則第30条第1項	在籍する園児の指導要録を作成していないので、是正すること。	C
	園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しているか。	認定こども園法施行規則第30条第2項 特定教育・保育施設等運営基準第11条 指導要録通知 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（2）	園児が進学した際に当該園児の指導要録の抄本又は写しを進学先の校長に送付していないので、是正すること。	C
	園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写し（転園してきた園児については転園により送付を受けた指導要録の写しを含む。）を転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しているか。	認定こども園法施行規則第30条第3項 特定教育・保育施設等運営基準第11条 指導要録通知	園児が転園した際に当該園児の指導要録の抄本又は写しを転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付していないので、是正すること。	C
(11) 指導要録	指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間を20年間としているか。	認定こども園法施行規則第30条第4項	指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録の保存年限が厚生省令で定める期間（20年）に適合していないので、是正すること。	C
(12) 職員会議	職員会議を定期的に行っているか。	認定こども園法施行規則第26条→（準用）学校教育法施行規則第48条	職員会議を開催していないので、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
14 教育及び保育を行う期間及び時間				
(1) 教育週数	毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはいないか。 （特別の事情とは、台風、地震、豪雪などの非常災害、その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指す。）	幼保連携型認定こども園設備運営基準第9条第1項 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて4（1）	毎学年の教育週数が39週を下っているので、是正すること。	C
(2) 教育時間	教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮しているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第9条第2項 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて4（1）	教育時間の設定が不適切なので是正すること。	C
(3) 保育時間等	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長が定めているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第9条第3項 教育・保育要領第1章第2 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて4（1）	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間の設定が不適切なので是正すること。	C
(4) 開園時間	開園時間については、1日11時間以上としているか。	幼保連携型認定こども園設置認可要綱第8条（1） 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて4（1）	開園時間を適切に設定していないので、是正すること。	C
(5) 休日・休園	保育を必要とする子どもに該当する園児に対して教育及び保育を提供する日について、正当な理由なく休園していないか。	認定こども園法第27条 →（準用）学校保健安全法第19条及び第20条 認定こども園法施行令第7条 →（準用）学校保健安全法施行令第7条 認定こども園法施行規則第27条 →（準用）学校保健安全法施行規則第18条から第21条まで 幼保連携型認定こども園運用上の取扱いについて4（1） 幼保連携型認定こども園設置認可要綱第8条（2）	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）以外の日を休園日としているので、是正すること。	C
			正当な理由（感染症の疾患等）なく休園しているので、是正すること。	C
			土曜保育について、利用希望があるにも関わらず園の判断で休園しているので、是正すること。	C
			園日よりで3月31日を新年度準備のための休園の扱いとしているが、家庭保育の協力依頼等により適切な対応を行うこと。	B
15 特定教育・保育に関する評価				
(1) 教育及び保育並びに子育て支援事業の自己評価	設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るため必要な措置が講じられているか。	認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第23条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第36条の2 特定教育・保育施設等運営基準第16条	事業の運営状況の評価や公表の取組みが不十分なので是正すること。	C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 教育及び保育並びに子育て支援事業の学校関係者評価	設置者は、自己評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第24条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第36条の2 特定教育・保育施設等運営基準第16条	自己評価の結果を踏まえた当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	A
(3) 教育及び保育並びに子育て支援事業の第三者評価	設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果の公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第25条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →（準用）児童設備運営基準第36条の2 特定教育・保育施設等運営基準第16条	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めること。	A
16 園児の健康及び安全				
(1) 心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たって、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第10条	支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めること。	A
(2) 健康状態や発育及び発達状態の把握	園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。	認定こども園法第27条 →（準用）学校保健安全法第9条 教育・保育要領第3章第2	体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態を観察していないので、是正すること。	C
			体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態の観察に不十分な点があるので、改善すること。	B
			園児の発育及び発達状態を把握、記録していないので、改善すること。	B
			園児の発育及び発達状態の把握、記録に不十分な点があるので、改めること。	A
	保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切に対応しているか。		園児に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなどの適切な対応を図っていないので、是正すること。	C
			園児に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応に不十分な点があるので、改善すること。	B
(3) 学校保健計画	園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第5条 教育・保育要領第3章第2 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（3）	学校保健計画の策定が不十分なので改めること。	A

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 健康診断	定期健康診断を実施しているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第13条 認定こども園法施行規則第27条 →（準用）学校保健安全法施行規則第5条から第10条まで 教育・保育要領第3章第2	入園時及び年2回（そのうち、1回は6月30日まで）の健康診断が実施されていないので、是正すること。	C
			入園時及び年2回の健康診断の実施に漏れがある、又は実施項目が不十分なので、改善すること。	B
	年1回の定期歯科健康診断が実施されていないので、改善すること。		B	
	健康診断票を適切に保管しているか。		健康診断票の整理・保管に不十分な点があるので、改善すること。	B
	健診結果を保護者へ通知しているか。		健診結果を保護者へ通知していないので、改善すること。	B
(5) 学校安全計画	園児の安全確保を図るため、当該施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しているか。また、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行っているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第27条及び第28条 学校保健安全法施行規則第28条 教育・保育要領第3章第4 学校保健安全法施行規則を準用（新設）	学校安全計画の策定等在園時の事故防止のための取り組みが不十分なので、改善すること。	B
	送迎バスの乗降の際に点呼等の方法により園児の所在を確実に確認しているか。		乗降の際に園児の所在を確認する手立てを取っていないので、改善すること。	C
(6) 自動車を運行する場合の所在の確認	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	認定こども園法第27条 学校保健安全法施行規則第29条の2	自動車の乗車・降車の際に児童の所在の確認を行っていないため、是正すること。	C
	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。		送迎用車両に児童の見落としを防止する装置を備えていないため、是正すること。	C
(7) 日常的な事故予防対策	ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析するなど日常的な事故予防対策を行っているか。 （事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか。）	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 教育・保育要領第3章第4	日常的な事故予防対策が不十分なので改善すること。 （事故発生防止の取り組みが不十分なので是正すること。）	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(8) 事故の防止及び事故防止策の策定	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応及び②に規定する報告の方法等を含む事故発生の防止のための指針を整備しているか。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第1項 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備していないので、是正すること。	C
			事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知するよう是正すること。	C
			事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していないので、改善すること。	B
			事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	A
(9) 事故発生時の対応	園児に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該園児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第18条及び第32条第2項 教育・保育施設等における事故の報告等について事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行っていないので是正すること。	C
	死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故については、市への第1報は原則事故発生当日に報告しているか。			C
(10) 事故発生時の記録	事故発生時の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第3項	事故発生時の状況及び採った処置について、記録していないので、改善すること。	B
(11) 再発防止策の策定	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか。	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	C
(12) 損害賠償	園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条第4項	正当な理由なく損害賠償が遅滞しているので、是正すること。	C
(13) 疾病等への対応	在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第18条 教育・保育要領第3章第2 睡眠時安全対策の手引き 感染症対策ガイドライン 感染症予防対策マニュアル 幼保連携型認定こども園指導監査通知3(3)	在園時における園児の体調不良や傷害が発生した場合の保護者への連絡や学校医やかかりつけ医等に相談する等の処置が不適切なので是正すること。	C
	園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしているか。		救急用の薬品、材料の常備等園児の疾病等への備えが不十分なので改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(13) 疾病等への対応	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防を図っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第18条 教育・保育要領第3章第2 睡眠時安全対策の手引き 感染症対策ガイドライン 感染症予防対策マニュアル 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（3）	乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止への対策をしていないので、是正すること。	C
	・ 0 歳児クラスは睡眠チェック表を利用し、10分毎に園児の様子を把握する。		午睡チェック表の適切な作成または記入が不適切なので、改善すること。	B
	・ 1 歳児クラスは睡眠チェック表を利用し、15分毎に園児の様子を把握する。 ※入園初期や体調不良が見られる時は、5分毎にチェックを行う。		睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態の観察、医師からの指示がない限り乳児を仰向けに寝かせるなど、「神戸市保育所における睡眠時の安全対策の手引き」にそって、より効果的な対応をとるよう改善すること。	B
	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めているか。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。		感染症発生予防への対応をしていないので、是正すること。	C
(14) アレルギー対応	緊急対応マニュアルの整備等適切な対応をし、職員全員に対応策が徹底されているか。	教育・保育要領第3章第2 アレルギー対応ガイドライン アレルギー対応の手引き エビペン処方児童への対応通知 幼保連携型認定こども園指導監査通知3（3）	アレルギー発症の対応訓練や安全確保が不十分なので改善すること。	B
(15) 安全対策	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成しているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第29条 教育・保育要領第3章第4	危険等発生時において当該施設の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成していないので、是正すること。	C
(16) 児童の安全確保のための措置	学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めているか。また、園児及び職員が手洗い等により清潔を保たれているか。	認定こども園法第27条→（準用）学校保健安全法第6条 教育・保育要領第3章第4	学校環境衛生基準に基づき、環境の維持、施設内外の設備、用具等の衛生管理が不適切なので改善すること。	B
			学校環境衛生基準に基づき、園児及び職員が手洗い等により清潔を保たれていないので改善すること。	B
			学校環境衛生基準に基づき、施設等の温度、湿度、換気、採光等、教育・保育環境の適切な状態保持に対する配慮がなされておらず、適切な環境の維持に努められていないので、改善すること。	B
	オラブリスは施錠できる場所に管理し、数量、使用期限等管理簿に記録する等適切に管理しているか。	薬事法第48条 フッ化物洗口マニュアル	オラブリスの管理が不適切なので改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(17) プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止	監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしているか。	プール活動等事故防止通知 プール活動等記録作成等通知	監視体制の空白が生じているなど監視体制が不十分なので、是正すること。	C
	事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育教諭等に対して、園児のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。		プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育が不十分なので、改善すること。	B
	保育教諭等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けているか。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行っているか。		心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育や、119番通報を含め緊急事態へ対応するための訓練が不十分なので、改善すること。	B
(18) プールの水質管理	園児が利用する簡易プールも含めて水質管理が徹底されているか。 (遊離残留塩素濃度が適正範囲に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度低下時には適切に消毒すること)	プール衛生基準通知第2-1(4)、第4-3(4) 社福施設保存食の保存期間等通知2 感染症対策ガイドライン4(1)	濃度測定や濃度管理ができていないので、改善すること。	B
(19) 園外活動における安全確保	園外活動の実施にあたって、計画に基づき実施され、かつ園児の安全が確保されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第32条 教育・保育要領第3章第4 児童安全確保通知	連絡体制の確保や緊急時の備え等の安全確保対策が講じられていないので、改善すること。	B
(20) 災害への備え	非常時の持ち出し用品は備えているか。	教育・保育要領第3章第5	非常時の持ち出し用品を備えるよう努めること。	A
(21) 食育の計画	食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めているか。	教育・保育要領第3章第3	※食事提供・衛生管理編参照	
17 子育ての支援				
(1) 園児の保護者に対する子育ての支援	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めているか。	幼保連携型認定こども園設備運営基準第13条第1項 →(準用)児童設備運営基準第36条	保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めること。	A
	保護者との連絡を十分に行っているか。		保護者との連絡(園だより、連絡帳、懇談会、行事、緊急時の連絡先把握など)に不十分な点があるので、改善すること。	B
(2) 相談及び援助	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第17条 教育・保育要領第4章第3	支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていないため、改善すること。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 情報提供	特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第1項	特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。	A
(4) 広告	当該園について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第2項	広告が虚偽のもの又は誇大なものとなっているので、改めること。	A
(5) 子育て支援事業	保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っているか。	認定こども園法第2条第12項 認定こども園法施行規則第2条 幼保連携型認定こども園設備運営基準第10条 教育・保育要領第4章第4	保護者に対する子育ての支援を適切に提供し得る体制がないので、改善すること。	B
18 個人情報の適正管理				
個人情報の適正管理	園児の個人情報の持ち出しがないか等適切に管理しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第27条 個人情報適正管理通知	園児の個人情報を適切に管理すること。	B
	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。		関係機関に対し、情報を提供する際に、文書により保護者の同意を得ていないので、改善すること。	B
19 業務管理体制の整備				
業務管理体制の整備	業務管理体制の整備を行っているか。	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45条及び第46条 業務管理体制の整備について	業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ていないので、速やかに届け出ること。	B
			法令を遵守するための責任者を選任すること。	B
			業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること（確認を受けている施設又は事業所の数 が20以上の特定教育・保育提供者に限る）。	B
			業務執行の状況の監査を定期的に行うこと（確認を受けている施設又は事業所の数 が100以上の特定教育・保育提供者に限る）。	B

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
20 利益供与等の禁止				
利益供与等の禁止	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	特定教育・保育施設等運営基準第29条	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していることが認められたので是正すること。	C
	利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。		利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していることが認められたので是正すること。	C
21 特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守				
(1) 子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第54条	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項を記録すること。	B
(2) 利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を受けているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第1項	締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額を受領すること。	C
	子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の支払を受ける場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第55条第2項	事前に、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ること。	B
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第1項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付すること。	C
	領収証は、利用料の額と子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用（特定費用）の額とを区分して記載しているか。		領収証の利用料と特定費用の額を区分して記載すること。	C

幼保連携型認定こども園 指導監査基準

項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第56条第2項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付すること。	C
(4) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第59条	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。	C
(5) 秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第1項	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らさないこと。	C
	職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第2項	他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じること。	B
	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第60条第3項	他機関等に施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ること。	C
(6) 記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること。	B
	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。	特定子ども・子育て支援施設運営基準第61条第2項	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、5年間保存すること。	B
22 特定教育・保育に関する情報の報告及び公表				
(1) 特定教育・保育に係る情報の報告	特定教育・保育提供者は、提供する教育・保育等に係る情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第1項 子ども・子育て支援法施行令第21条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第49条、第50条	特定教育・保育に係る情報を報告していないので、改善すること。	B
(2) 経営情報の報告	特定教育・保育提供者は、毎事業年度終了後5月以内に、経営情報を、施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しているか。	子ども・子育て支援法第58条第2項 子ども・子育て支援法施行令第21条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第50条の2	経営情報を報告していないので、改善すること。	B
23 会計の区分				
会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育施設等運営基準第33条	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分していないので、改善すること。	B